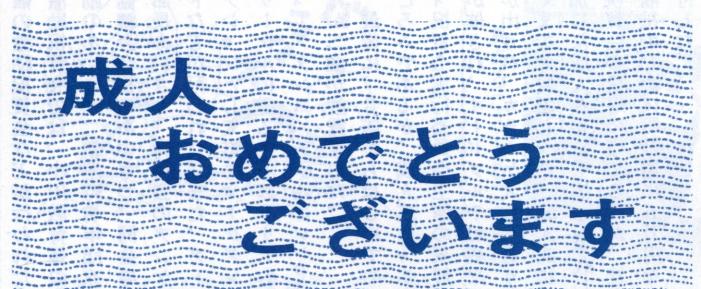


▲盛装で成人式に参加した方々



保健事業は医療（七十歳以上及び六十五歳以上七十歳未満の寝つき等加入者の医療の給付）と医療以外の保健事業（健康相談、健康診査、健康教育）が実施されます。

保健事業の種類と実施主体

従つて保険料・保険税は従来通り納付することになります。

老人保健制度の医療を受けられる人は、医療保険等の医療給付から除かれますが、健康保険等の加入資格はそのままで、現在の被保険者、被扶養者の資格に変わりなく、医療以外の現金給付（傷病手当金や葬祭費等）については、従来通り、健康保険や国民健康保険から支給されます。

